

## 「宇都宮市特定教育・保育施設等における給食費の負担軽減事業」を利用する「広域委託※1」利用保護者の方へ【申請手続きについて】

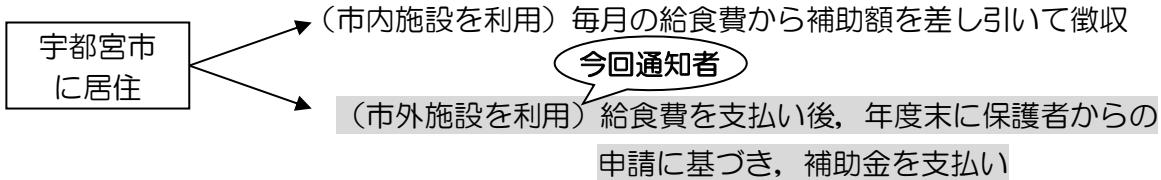
※1 「宇都宮市民」の方で、**市外の保育施設等**を利用しているケース

### ◎ 当該補助の対象の方は、下記の方法で申請期間中に市へ申請してください。

#### 1 対象となる児童・補助額・対象期間

(対象となる児童)

- 宇都宮市に居住しており、保育所（地域型含む）、認定こども園、幼稚園において定期的に給食の提供を受けており、給食費に係る実費負担のある児童（3～5歳児クラス）



※ 市外に転居された方であっても、令和7年度の期間で、宇都宮市に居住していた期間は補助の対象になります。

※ ただし、第3子以降の副食費免除など既存制度による免除・減免等を受けている児童は補助対象外になります。

(補助額)

- 1人あたり月額2,000円を上限に給食費を補助
- ※ 給食費の支払額が月額2,000円未満の場合、支払額が補助額になります。
- ※ 夏休み期間（7・8月）がある「幼稚園」や「認定こども園（1号認定）」について、預かり保育での利用を含め、この期間中は給食提供があった日数分についてのみ、月額2,000円を上限に補助します。  
【該当の方は「6 その他」を必ず御確認ください。】

(対象期間)

- 令和7年度（令和7年4月分～令和8年3月分）のうち給食費の実費支払いがあった月
- ※ 入園日や誕生日などにより、児童によって対象期間が異なります。

#### 2 支払方法

保護者の方が下記申請受付期間に提出書類（裏面に記載あり）をまとめて、市へ提出後、指定口座へ振り込む「償還払い」となります。

#### 3 申請受付期間・提出先

- 令和7年度末（令和8年3月16日（月）～4月15日（水））に市へ申請  
(土日祝日の市役所閉庁日は除く)
- ※ なお、年度途中で広域委託が終了した場合（転園・退園・転居など）は、年度末を待たずに申請いただけます。（該当する児童は、隨時、申請書兼交付請求書を送付しますので御確認ください。※既に広域委託が終了している場合は同封の申請書兼交付請求書を用いて申請ください。）

- ・ なお、対象となる方には再度、申請受付期間前（R8年1～2月頃）に郵送にて御案内いたします。
- ・ 宇都宮市役所保育課窓口へ郵送又は持参にて御提出ください。  
※ 各地区市民センター等では書類の確認ができないため受付を行っておりませんので、市役所保育課（D9窓口）へ御提出ください。  
郵送の場合は5(1)の郵送先へお送りください。（郵送料は保護者負担、申請受付期間中の消印は有効）
- ・ 申請受付期間を過ぎての提出は受付できませんので、申請漏れ等がないように十分に御注意ください。

#### 4 提出書類

- ① 特定教育・保育施設等における給食費負担軽減事業補助金交付申請書兼交付請求書（償還払用）【様式第3号】 ※1
- ② 給食費を支払ったことが分かる書類の写し ※2

※1 記入漏れや誤り等があった場合は、お支払いまでに時間を要しますので、正確に御記入ください。（特に、振込先口座情報の記入間違いに御注意ください。）

※2 施設が発行した給食費支払額が分かる資料（領収証等）の写しを御提出ください。

ただし、同意があった場合に限り、市から施設に給食費の支払状況を確認しますので、添付資料の提出は不要です。①のみを提出してください。（提出書類①の3 補助申請額（請求金額）の【添付書類】を確認し、下段の□にチェックマークを付けてください。）

#### 5 郵送について

郵送で提出する場合は、申請受付期間中に市役所保育課へお送りください。

##### (1) 郵送先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所 保育課宛

##### (2) 注意事項

- ・ 「4 提出書類」の①及び②の書類をお送りください。
- ・ 届け先誤りを防ぐため、封筒表面に「給食費負担軽減関係書類 在中」と記載してください。
- ・ 「3 申請受付期間」に間に合うようにお送りください。申請受付期間を過ぎての提出は受付できませんので、申請漏れがないように御注意ください。
- ・ 郵送料金については、保護者の負担となります。  
また、市役所保育課から到着の連絡は行っておりませんので、御了承ください。

裏面も必ず御確認ください。

## 6 その他（注意事項）

- 夏休み期間中の取り扱いについて

夏休み期間（7・8月）がある「幼稚園」や「認定こども園（1号認定）」について、預かり保育での利用を含め、この期間中は給食提供があった日数分についてのみ、月額2,000円を上限に補助いたします。

計算方法が不明な場合は御相談ください。

### 対象または対象外となる事例

#### 【例1】

夏休み期間中は預かった日数分の給食費を支払っており、給食費は300円/日と設定されている。5日間の利用をしたので、給食費は1,500円となった。

→ この場合、補助額の上限（2,000円）に満たないため、支払額の1,500円が補助額となります。

#### 【例2】

夏休み期間を除いた給食費総額を年間で12等分して支払っており、夏休み期間中においても、預かり保育の利用有無に関わらず、給食費を6,000円/月支払っている。

預かり保育を4日間利用（給食あり）し、夏休み期間分の給食費として、1,800円を別途追加で支払った。

→ 12等分した給食費の内、夏休み期間中は補助の対象とはなりません。

ただし、預かり保育を利用した際の給食費は対象となるので、実際に提供があった給食に係る徴収分である1,800円が補助対象額となり、補助額の上限（2,000円）に満たないため、1,800円が補助額となります。

#### 【例3】

8月の給食費は300円/日と設定している。夏休み期間中は預かった日数分の給食費を支払っており、預かりを2日間利用した。8月25日（金）には夏休みが明け、通園を再開する。

- 夏休み期間中の利用2日間…300円/日×2日間で600円
  - 夏休み明け（8月25日～29日）…300円/日×5日間で1,500円 計2,100円
- 合計の2,100円が補助対象額となるが、補助額の上限（2,000円）を超えていたため、2,000円が補助額となります。

#### 【問合せ先】

宇都宮市保育課 管理グループ  
028-632-2392